

小山工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規則

制 定 平成24年12月12日

最終改正 平成31年4月10日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止等については、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、ハラスメントの防止及び排除（以下「防止等」という。）並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、本校における教職員、学生等若しくは関係者（以下「構成員等」という。）が個人として尊重されるハラスメントのない健全な環境をつくることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 相手を不快にさせる性的及び性差別的な言動をいう。
- 三 アカデミック・ハラスメント 教育上、研究上、修学上の権力関係又は上下関係等を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
- 四 パワー・ハラスメント 就労上の権力関係又は上下関係を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
- 五 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと及び育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置の利用に関する嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
- 六 その他のハラスメント 前二号から前号までに準じる嫌がらせや不当な言動等をいう。
- 七 ハラスメントの防止及び排除 ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消することをいう。
- 八 ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため就労・修学環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して不利益を受けることをいう。
- 九 教職員 本校に就労するすべての者をいう。
- 十 学生等 学生、科目等履修生、研究生、聴講生等学校で修学するすべての者をいう。
- 十一 関係者 学生等の保護者、関係業者等教職員又は学生等と就労又は修学上関係を有する者をいう。

(校長の責務)

第4条 校長は、ハラスメントの防止等に関する業務を総括する。

(教職員、学生及び監督・指導者の責務)

第5条 教職員及び学生等は、この規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が定める指針等に従い、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

2 教職員並びに学生を監督及び指導する地位にある者(以下「監督・指導者」という。)は、職務及び学業に専念できる良好な環境を確保するため、日常の執務及び教育を通じた指導等によりハラスメントの防止等に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(苦情相談への対応)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が構成員等からなされた場合に対応するため、次の各号に掲げる相談員で構成する相談窓口を開設する。

一 総務主事

二 学生主事

三 総務課長

四 学生課長

五 看護師

六 その他校長が指名する者

2 相談員が苦情相談を受ける際には、複数で対応するものとし、相談者と同性の相談員が同席するよう相談員の構成を考慮するものとする。

3 相談員の構成並びに苦情相談の受付時間及び受付方法を構成員等に明示するものとする。

4 相談員は、構成員等からの苦情相談が寄せられた場合、迅速かつ適切に対応し、その内容を別紙にまとめ校長に報告するものとする。

5 校長は、前項の報告を受けた場合、必要に応じて、ハラスメント防止委員会に、当該苦情相談に関する事実関係の調査及び適切な措置の策定等を行わせるものとする。

(ハラスメント防止委員会)

第7条 本校に、第2条に規定する目的の達成を図るため、ハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

一 ハラスメントの防止等を図るための啓発活動及び教職員に対する研修等の企画・立案に関すること。

二 前条第5項の規定に基づく苦情相談の事実関係の調査に関すること。

三 前条第5項の規定に基づく苦情相談に対する適切な措置の策定等に関すること。

四 その他ハラスメントの防止等に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 総務主事、教務主事、学生主事、寮務主事及び専攻科長

二 学生相談室長

三 事務部長

四 その他校長が必要と認めた者

なお、当事者に学生が含まれない場合、学生相談室長は委員会の委員から除くことができる。

- 4 前項第四号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、総務主事をもって充てる。
- 6 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故あるときは、学生主事はその職務を代行する。
- 8 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者（本校関係者以外の者を含めることができる。以下同じ。）を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 9 前項第二号の規定に基づく苦情相談の事実関係の調査対象となる委員は、当該事案に関する審議等に参加することはできない。

（苦情相談に対する対応）

第8条 委員長は、前条第2項第二号に規定する苦情相談の事実関係を調査するため、委員会の議を経て、個別の苦情相談ごとに調査委員会を設置することができる。

- 2 調査委員会は、委員長の指名する委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を調査委員会の構成員として加えることができる。
- 4 前条第2項第二号の規定に基づく苦情相談の事実関係の調査対象となる者は、当該事案に関する調査委員会の構成員となることはできない。
- 5 調査委員会に調査委員長を置き、委員長が指名する。
- 6 調査委員会は、苦情相談の申立人の同意に基づき、当該苦情相談の事実関係を客観的かつ詳細に調査する。
- 7 調査委員会は、事実関係の調査が終了した場合は、委員長に調査結果を文書で速やかに報告しなければならない。
- 8 委員長は、調査委員会による調査結果を委員会で審議し、当該苦情相談の事実関係及び適切な措置の策定等について、校長に文書で速やかに報告しなければならない。
- 9 校長は、委員会からの調査結果及び適切な措置の策定等の報告を受け、当該苦情相談における被害者の不利益の回復、環境の改善等の措置を講ずるものとする。

（守秘義務）

第9条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシーの保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も、同様とする。

（事務）

第10条 ハラスメントの防止等に関する事務は、総務課が処理する。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は平成24年12月12日から施行する。

2 小山工業高等専門学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する規則（平成11年12月8日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

報 告 書

小山工業高等専門学校長 殿

年 月 日

担当相談員	職名・氏名：	職名・氏名：
	職名・氏名：	職名・氏名：
相談日時	年 月 日 時 分～ 時 分	
相談者所属氏名	(男・女)	
相談場所		
①当事者及びその関係 ・被害者の氏名・性別 ・加害者の氏名・性別		
②相談内容（問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。）		
③被害者のとった行動（問題とされる言動に対して、どのような対応をとったか。）		
④他への相談状況（上司・同僚等に対する相談を行っているか。）		
⑤この件の目撃者又は他に事情を知っている者はいるか。		
⑥被害者は何を求めているか。（被害者が加害者や学校等に希望していること）		
⑦どの程度の時間的な余裕があるか。（被害者の心身等の状況から、緊急度を把握する。）		
⑧相談員のとった措置		
⑨その他、特記すべき事項		